

参考人招致について

1 日程

10月中旬(第5回委員会)

2 会場

市議会議場(予定)

3 目的

調査研究事項「オ 市民の意見」を聴取するため

4 調査事項

議会の役割と議員定数について

5 招致人数

8名以内(各会派からの推薦による)

6 運営方法

①参考人1名につき、所要時間は20分と想定

- ・参考人の意見発表 10分以内
- ・委員からの質疑 10分以内

②全体スケジュール

- ・委員会開会前 参考人全員にガイダンス
- ・委員会 合計160分→途中休憩含め約3時間程度
参考人は全員、委員会冒頭から終了まで参加
- ・委員会終了後 参考人と正副委員長等との意見交換
(参考人の拘束時間は3時間半程度)

③その他

- ・議場で開催し、インターネット中継を行う。
- ・傍聴者にもアンケートを用意し、できる限り広く意見聴取を行う。
- ・次号の議会報かけはしは12/1発行であるため、かけはしでの告知はできない。市議会ホームページ等で市民への周知を行う。

7 参考人の選定及び招致手続き

- ①特別委員会所属の委員が各会派からの推薦者を1名ずつ選定し、委員会において人選を決定
- ②委員長から議長に対して、参考人への出席通知を依頼
- ③議長が、参考人に対して、日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を通知

8 参考人の選定条件(案)

以下の条件をふまえ、各会派が責任をもって候補者を推薦するものとする。

【必須条件】

- ①宝塚市民であること
- ②宝塚市議会議員の選挙権を有すること
- ③現職の宝塚市議会議員の三親等以内の親族でないこと
- ④現職の宝塚市職員でないこと
- ⑤反社会的勢力でないこと

【推奨条件】

①年齢、性別等が偏らず、多様な意見が聴取できるよう配慮して人選すること

9 招致までのスケジュール

- ①第3回委員会（7/19）において、日程及び招致方法等を決定
- ②第4回委員会（8/25）において、各会派から候補者を報告し、招致する参考人を決定
- ③同日の委員会において、招致当日の委員会のスケジュールを決定
- ④委員長から議長に対して、参考人への出席通知を依頼
- ⑤議長が参考人に対して、通知を送付（9月上旬～中旬）

10 参考人に支払う報酬の額

「宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」によると、議会が招致する参考人への報酬の額は、「費用弁償として日額10,500円以内」と規定されている。

用務等の内容をふまえ、費用弁償として相当な額を日額10,500円以内で決定することが期待されているものである。

そこで、今回の用務について次のとおり想定し検討を行った。

- ・招致日当日の所要時間は、待機等もふくめ3時間半以内
- ・発言内容は、ご自身が考えていることを整理して発言してもらうものであるため、前日までの準備に要する時間は1時間以内
- ・1時間当たり千円×4.5時間+市内で移動する交通費相当として500円を合計し、一人当たりの報酬の額を5,000円とする。
- ・所要額は、@5,000円×8人=40,000円

【予算措置】特別委員会事業08旅費01費用弁償 57,000円。

宝塚市議会委員会条例

（参考人）

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする事件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前3条の規定は、参考人について準用する。

↓

（公述人の発言）

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第27条 委員は、公述人に対し、質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。